

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
富士通 J a p a n 株式会社	令和8年7月10日～令和8年8月9日	1 か月	不正又は不誠実な行為 (1か月以上12か月以内)	当該業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日までの間に、不正に社内 情報を複製して持ち出したとして、令和8年5月12日に不正競争防止法違反（営業秘密領得）の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日にさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第2条に規定する別表措置要 件第18項（不正又は不誠実な行為）に該当するため。